

奨学資金制度の拡充について（給付型・貸付型）（令和7年度～）

区は、学業に意欲を持つ方が経済的理由により修学を諦めることのないよう、経済的な負担の軽減を目的として、大学生等を対象とした給付・貸付型奨学金制度を実施しています。

●給付型奨学金

令和7年度から**世帯年収約1,000万円までの多子世帯**（扶養する子ども等が2人以上いる世帯）を対象とした給付を実施します。

●貸付型奨学金

令和7年度から**返還免除の要件の緩和**や貸付要件であった**所得制限の撤廃**を実施します。

給付型奨学金

多子世帯（扶養する子ども2人以上）の家庭の教育費負担を軽減するため、以下のとおり制度を拡充します。

（1）対象範囲の上限拡大

＜現行＞世帯年収 約750万円まで



＜新制度＞**世帯年収 約1,000万円まで**
※多子世帯に限ります。

（2）給付額の拡大

＜現行＞世帯年収 約480万円まで 約116万円（3/3）
世帯年収 約600万円まで 約70万円（2/3）
世帯年収 約750万円まで 約39万円（1/3）



＜新制度＞世帯年収 **約750万円まで 約116万円（3/3）**
世帯年収 **約1,000万円まで 約70万円（2/3）**
※多子世帯に限ります。

※私立大学（自宅通学）に通う場合の給付額例となります。

貸付型奨学金

給付型奨学金の給付対象とならない世帯の子どもの学びを支援するため、貸付型奨学金の対象となる所得制限を撤廃します。

＜現行＞給与収入 約803万円まで
事業所得 約552万円まで



＜改正案＞**所得制限なし**

返還不要の給付型奨学金との制度的な公平性をより確保するため、返還免除規定を次のとおり緩和します。

（1）業務に従事すべき場所の拡大と期間の短縮

＜現行＞区内で5年以上



＜改正案＞**都内で4年以上**（ただし、中小企業従事者は区内）

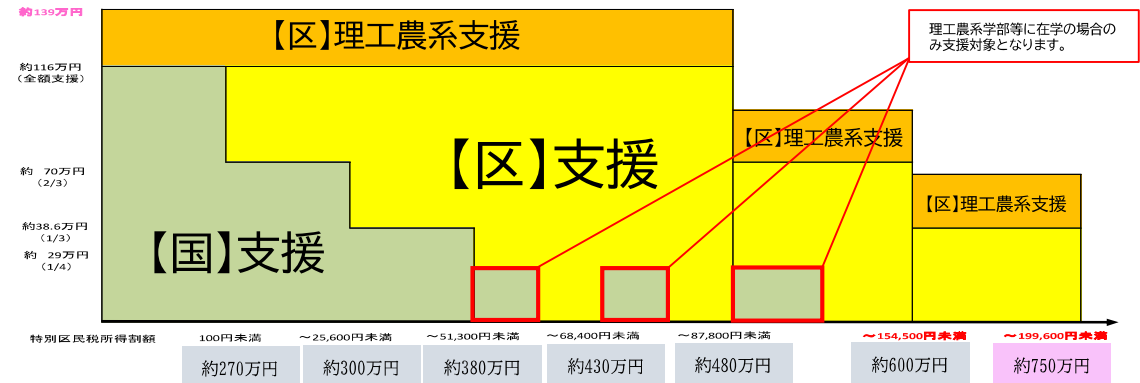
（2）免除対象の資格の追加

＜現行＞社会福祉士、介護福祉士、保育士、保健師、看護師、
診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、
作業療法士（9資格）

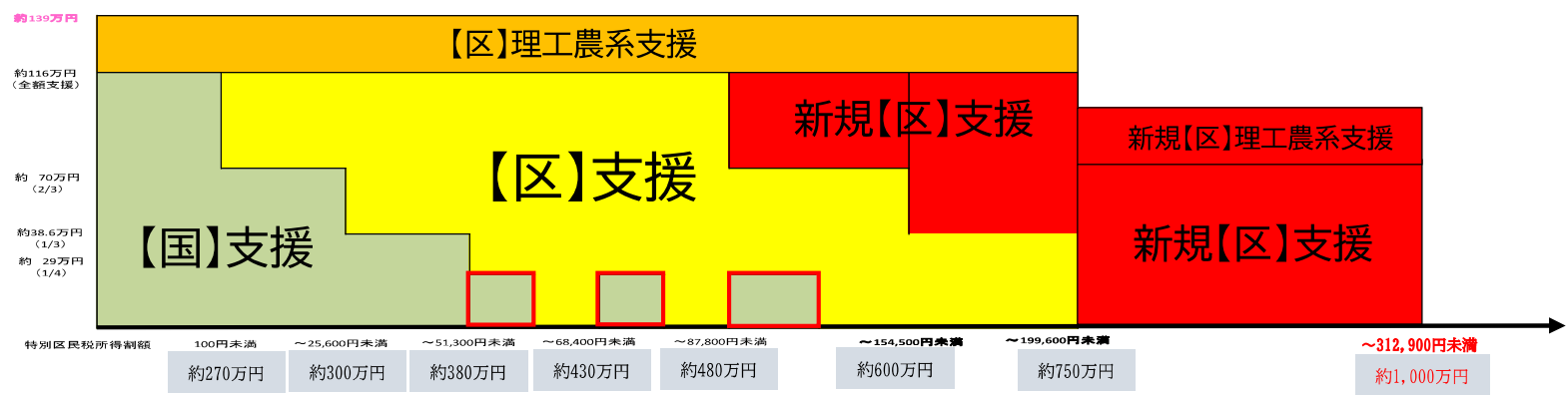
＜改正案＞上記資格に、**教員免許、幼稚園教諭免許を追加**

～給付型奨学金拡充イメージ図～

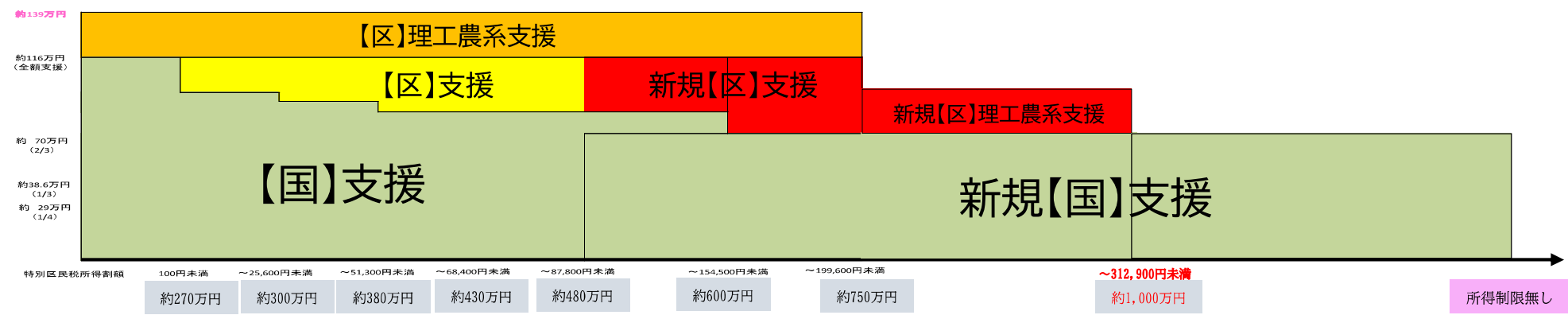
●扶養する子どもが1人の場合(私立大学(自宅通学)・理工農系学部等に在学)



●扶養する子どもが2人の場合(私立大学(自宅通学)・理工農系学部等に在学)



●扶養する子どもが3人以上の場合(私立大学(自宅通学)・理工農系学部等に在学)



貸付型奨学金の返還免除制度のご案内

貸付型奨学金は、貸付終了の翌月から1年の据え置き期間ののち、12年以内に全額を返還していただくこととなっておりますが、以下の要件を満たす場合には、返還の免除制度を設けております。

返還の免除について

大学等を卒業、または修了後、奨学金の返還を怠ったことがなく、次の要件のいずれかを満たす場合には、奨学金(返還期限が到来していないもの)に限ります。)の返還が免除されます。

- ・ 区規則で定める国家資格(※)を取得し、都内の事務所等で当該国家資格を要する業務に従事した期間が通算して4年以上であること又は区内に主たる事務所若しくは事業所を有する中小企業者の区内の事務所等で勤務した期間が通算して4年以上であること。

【※対象となる国家資格】

社会福祉士、介護福祉士、保育士、保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士

- ・ 都内の学校(幼稚園を含みます。)又は幼保連携型認定こども園で教育職員として従事した期間が通算して4年以上あること。